

第五次環境総合計画（骨子案） 目次・構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画改定の背景
- 2 計画の性格と役割・関連計画との関係
- 3 計画の期間・対象

第2章 環境政策を進めるビジョン

- 1 滋賀県の環境をめぐる現状認識
 - (1) 社会、経済の状況
 - (2) 環境の状況
 - (3) 環境保全にかかる新たな考え方
- 2 計画の目標
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 目標
 - (3) 目標達成のための基本方針

第3章 施策の方向

- 1 環境学習による人育て
 - (1) 施策の方向
 - (2) 参考指標
- 2 産業における環境保全の取り込み
 - (1) 施策の方向
 - (2) 参考指標
- 3 琵琶湖の保全再生
 - (1) 施策の方向
 - (2) 参考指標

4 生物多様性の保全

- (1) 施策の方向
- (2) 参考指標

5 低炭素社会づくりの推進

- (1) 施策の方向
- (2) 参考指標

6 環境リスクの低減

- (1) 施策の方向
- (2) 参考指標

7 循環型社会づくりの推進

- (1) 施策の方向
- (2) 参考指標

第4章 計画の円滑な推進

1 各主体の役割・連携

- (1) 県民の役割
- (2) 各種団体の役割
- (3) 事業者の役割
- (4) 行政の役割

2 関係諸計画への反映

3 計画の進捗状況報告

- (1) 基本的な考え方
- (2) 分野別計画に基づく進捗状況の確認
- (3) その他

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

- 滋賀県環境基本条例第12条に基づく計画である。
- 第四次計画（計画期間：H26～H30年度（2018年度））の目指すべき将来像は、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現
～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～」としている。
- 第四次計画策定後、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27年9月）、「パリ協定」（平成27年12月）「琵琶湖の保全再生施策に関する計画」（平成29年3月）、「第5次環境基本計画」（平成30年4月）など、「環境」を基盤とした「社会」「経済」の調和についての新たな考え方が示されている。
- 県の基本構想（現在検討中）では、SDGsの視点を活用することとしており、本計画は基本構想に基づく部門別計画として、SDGsの理念を踏まえ、県の環境施策の実効性を高めるもの。

2 計画の性格と役割・関連計画との関係

- 本計画は、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するための環境行政の基本計画。
- 長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示す。
- 分野別計画は、本計画の基本的方向性を取り込み、分野間の連携を図り、課題の解決に向けた具体的な施策を進める役割を担う。

3 計画の期間・対象

- 対象は、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および風景）および地球環境とする。
- 計画期間は、2019年度から2030年度までの12年とする。
- これは、分野別計画に対し、より長期的な視点から施策の方向性を示す必要があること、基本構想、SDGs等の目標年次であること等を踏まえるもの。
- 計画期間が長期となることから、計画期間内において必要に応じて見直し等を行う。

第2章 環境政策を進めるビジョン

1 滋賀県の環境を取り巻く現状認識

- 第四次計画の策定後、平成27年に琵琶湖の保全及び再生に関する法律が制定。
- これを受け、県は平成29年に琵琶湖保全再生施策に関する計画を策定。
- 国連では平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）を採択。
- 国においてもSDGsの視点を取り入れた環境基本計画を閣議決定。
- 県基本構想（現在検討中）においても視点を活用した取組を推進。
- 地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとして平成27年に「パリ協定」が採択。

(1) 社会、経済の状況（現状・2030年の見通し）

- ・ 県人口は今後、徐々に減少、少子高齢化が進行。
- ・ 地域コミュニティの弱体化、経済活力の低下、労働力不足、社会資本の維持や県土の保全などへの影響が懸念。
- ・ 滋賀県のボランティア活動への参加率は、全国状況よりも高い状況。
- ・ 土地利用の状況について、農用地は減少。
- ・ 宅地および道路は都市化の進展に伴い増加。
- ・ 県内総生産は、第三次産業が増加傾向、第二次産業は減少傾向。
- ・ 日本の環境産業の市場規模は、2009年を除き、増加傾向。
- ・ 投資家の間では、環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視するESG投資への関心が高まっている。

(2) 環境の状況（第4期計画のレビュー・2030年の見通し）

※データ、グラフ等別途まとめる

○基本目標Ⅰ 環境の未来を拓く『人』・『地域』の創造

【環境学習による人育て】

- ・ 環境学習に取り組める場や機会の提供などの環境学習関連事業、滋賀の豊かな地域資源を活用した環境学習や環境教育、それらの活動支援を実施。
- ・ 環境学習を進めるリーダーの育成、学習プログラムの整備、環境学習の場づくりや機会づくり等に引き続き取り組むことが必要。

【ライフスタイル、ビジネススタイル】

- ・ 高いマイバッグ持参率等、県民や事業者による環境保全の取組に広がりが見られる。また、環境産業の振興や、環境こだわり農業の取組拡大等により、経済活動における環境負荷の低減も進捗。
- ・ さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促すとともに、環境産業や関連技術の振興をより一層図っていくことが必要。

○基本目標Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承

【琵琶湖保全再生】

- ・ 琵琶湖や流入河川の水質は改善傾向が見られる一方で、在来魚介類の漁獲量の減少、水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着等琵琶湖流域の生態系に関する課題が顕在化。
- ・ 琵琶湖流域における生態系等の課題は、様々な要因が複雑に絡み合っており、総合的な視野に基づく取組をより一層進めていくことが必要。

【生物多様性】

- ・ 人の暮らしの周辺の自然環境では、人の手が入らなくなったことによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、生態系バランスの崩れや森林の植生被害等が顕在化。
- ・ 暮らしと琵琶湖や里山、森林等、自然との関わりも希薄になっている。
- ・ 暮らしや産業活動における自然とのつながりの再生に引き続き取り組み、環境保全意識を高めることが必要。

○基本目標Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

【低炭素社会】

- ・ 本県の温室効果ガスの総排出量は、平成2年度（1990年度）と比較して増加。総排出量の約半分を産業部門からの排出が占めている。
- ・ 家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室効果ガスの排出抑制を行うことが必要。
- ・ 気候変動によって今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクに対応するため、「適応策」の取組を充実させることが必要。

【環境リスク】

- ・ 環境汚染物質の排出源対策等により排出量が抑制され、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がなされていると考えられる。
- ・ 一方で、微量化学物質の健康影響など環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境に対する県民のニーズは高まりつつある。
- ・ 現在の状態を維持するとともにさらなる環境リスクの低減を図っていくことが必要。また、県民の環境リスクに対する関心を充足し、安心できる社会づくりを一層進めることが必要。

【循環型社会】

- ・ 家庭や企業における取組により、一般廃棄物の排出量は概ね減少。一方で、産業廃棄物の排出量は横ばい。
- ・ さらなる廃棄物の減量等、環境負荷の低減に向けて、発生抑制や再使用に重点を置いた2Rの推進を図るとともに、廃棄物の適正処理を引き続き徹底することが必

要。

○環境課題に対応する横断的仕組みづくり

【環境学習等推進協議会】

【琵琶湖環境研究推進機構】

(3) 環境保全にかかる新たな考え方

- ・ このように、現在の環境は、かつての公害の時代のように、社会や経済から生じる大きな環境負荷がその状態を決定している状況から変化し、要因が複雑化・多様化。
- ・ 琵琶湖とその集水域（琵琶湖環境）では、在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、森林の荒廃などが顕在化。
- ・ これらは、大気汚染や水質汚濁等の環境への負荷の影響に加えて、地域資源の経済的な価値が低下し、社会の中で十分に活用されなくなったことで、健全な循環が滞った結果と捉えられる。
- ・ 環境への負荷を削減すると同時に、自然と共生し、地域において「環境」「社会」「経済」の健全な循環を実現するという考え方が必要。
- ・ 近年の環境保全にかかる計画等には、こうした新たな考え方が反映され始めている。
- ・ 分野別計画も、社会、経済の分野も見据えた総合的な視点から施策が進められてきている。

①持続可能な開発目標（SDGs）（平成27年9月国連総会採択）

- ・ 1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指す。
- ・ 環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っている。
- ・ 「全員参加型」のパートナーシップの促進。

②パリ協定（平成27年12月COP21採択）

③琵琶湖保全再生施策に関する計画（平成29年3月策定）

- ・ 今後の環境保全には、「守る」取組により、琵琶湖をはじめとする地域資源の価値や魅力を高め、地域の恵みを「活かす」ことで、社会、経済の活性化をはかり、さらなる「守る」取組へとつながる循環を持続的に実現していくことが必要。

④第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）

- ・ 持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的

に向上させることが必要。

- ・ 経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要。

2 計画の目標

(1) 基本的な考え方

- 県では、平成9年に策定した環境基本条例において、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかねばならず、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要であるとしている。
- そして、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、「環境優先の理念」の下に取組を展開する決意を示してきた。
- これらはまさに、SDGs、パリ協定、琵琶湖保全再生計画、第五次環境基本計画において示された、「環境」は「社会」「経済」の基盤であり、あらゆる課題を全員参加型のパートナーシップによって解決していこうとする新たな考え方に一致する理念。
- 同時に新しい技術や考え方を取り入れ、地域に新たな価値を生み出して社会に変化をもたらすイノベーションを創出する視点が重要。
- 滋賀は琵琶湖が中心にあり、かつて石けん運動とそれに続く富栄養化防止条例の制定、企業・県民の努力によって栄養塩が削減され、赤潮の発生が抑えられたように、取組の成果が目に見えて現れる世界的にも類のない場所であり、SDGsのモデル地域として、経験・ノウハウを世界に発信、貢献する役割を担う。
- 県民が培ってきた環境保全に対する高い意識のもとで、施策を進めることとし、計画の目標を定める。
- 目標の達成に向けて、分野別計画では本計画の基本的方向性を取り込み、分野間の連携を図り、課題の解決に向けて具体的な施策・取組を進めていく。

<参考> 環境基本条例（前文より抜粋）

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかねばならない。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への

周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例を制定する。

(2) 目標

- こうしたことを踏まえ、持続可能な社会の実現のためには、本計画において、2030年の将来の姿と併せて、それを支える、「環境」「社会」「経済」の健全な循環が必要であることを示す。
- 持続可能な社会の目指す将来の姿は、「人・暮らし」、「琵琶湖とそれを取り巻く滋賀の環境」、「人と琵琶湖環境をつなぐ姿」等の視点から、これまで様々な場で検討されてきた。
- これら「目指す将来の姿」には、琵琶湖の水質が良好に保たれていることに加え、魚介類をはじめとする自然からの「恵み」があふれ、人々の活動や産業活動に「活力」がみなぎること、琵琶湖環境からの自然の恵みを暮らしに取り込むこと、人と人が触れあう「つながり」、環境が良好に保たれた「安全・安心」な状況であること、などが含まれる。
- このことから、目指す将来の姿を「持続可能な琵琶湖環境の恵みを育み、活力あふれる循環共生型社会」とし、それを支える「環境」「社会」「経済」の健全な循環の構築」と合わせて計画の目標とする。

○計画の目標

「持続可能な琵琶湖環境からの恵みを育み、活力あふれる循環共生型社会」
～「環境」「社会」「経済」の健全な循環の構築～

<参考>これまでの環境総合計画の目標

策定年	計画名	計画の長期的な目標
平成9年 (1997年)	滋賀県環境総合計画	環境自治が築く 共生・循環のふるさと” 滋賀”
平成16年 (2004年)	新滋賀県環境総合計画	あなたとつくる” 環境滋賀モデル” ～琵琶湖から世界へ～
平成21年 (2009年)	第三次滋賀県環境総合計画	持続可能な滋賀社会の実現
平成26年 (2014年)	第四次滋賀県環境総合計画	「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を 育む社会の実現」 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感 できる安全・安心な環境の創造～

(3) 目標達成のための基本方針

- 未解決の環境課題の要因の多くは相互に関係し、複雑化・多様化しており、分野をまたいだ、より一層の連携による取組が必要。
- 課題の解決には、①分野別計画等において、具体的な取組をさらに総合的に推進すること、②分野別計画等の相互の関係性を把握し、施策・取組の相乗効果を高めるとともにトレードオフを解消することが必要。
- また、新しい技術や考え方を取り入れ、地域に新たな価値を生み出して社会に変化をもたらすイノベーションを創出するという視点が重要。

① 環境、社会、経済の取組の関係の見える化

- ・ 分野別計画は、個別の法や条例等に基づき策定。
- ・ 本計画は、「環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するための環境行政の基本計画」であり、分野別計画等との関係、分野別計画相互の関係を明確に示すことが必要。
- ・ 本計画では、「目指す将来の姿」と、その施策構築や推進の際に共通の基盤となる考え方として、将来の姿を支える「健全な循環」を目標として示し、各分野ごとの現状・課題をふまえた個別の施策・取組は分野別計画等に委ねる。
- ・ この「施策構築や推進の際に共通の基盤となる考え方」である「持続可能な社会における「環境」「社会」「経済」の健全な循環」の仕組みを、各分野の個別の事情や背景を尊重しつつ、目標達成に向けた共通の方向性を示し、各分野計画の取組の関係が見える化するためのひな型、「施策のつながりテンプレート」として、分野別計画等において活用する。
- ・ このテンプレートを通して、分野別計画等の施策・取組の方向性を整え、分野別計画の達成に向けた取組において、イノベーションの創出につなげるなど施策・取組の相乗効果を高めるとともにトレードオフを解消し、本計画の目標の達成を目指す。
- ・ 本計画では、このように進められる分野別計画等について、総合的な視点から目標達成に向けた進捗状況を確認する。

② 施策・取組の方向性についての各主体の理解と合意の確保

- ・ 「環境自治」の理念のもと、多様な主体が参画する場において、県民が主体となり、「環境」「社会」「経済」の健全な循環のもとで、県が目指すべき将来像についての継続的な議論がなされるよう支援する。
- ・ こうした場における議論を通じて、本計画で示す施策の方向性について、各主体の理解と合意を確保すると同時に、「目標」との整合について随時検証を行う。

<参考>「施策のつながりテンプレート」について

- ・現在の環境は、かつての公害の時代のように、社会や経済から生じる大きな環境負荷によって影響を受けている状況から変化し、要因が複雑化・多様化している。
- ・例えば、琵琶湖とその集水域（琵琶湖流域）では、在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、外来動植物の増加、森林の荒廃といった生態系の変化に加え、鳥獣被害の増大などが生じている。これは、自然と人の関係に重大な変化が生じた結果と捉えられる。
- ・これらは、大気汚染や水質汚濁等の環境への直接的な負荷に加えて、地域資源の経済的な価値が低下し、社会の中で十分に活用されなくなったことで、琵琶湖流域における物質の循環や、人と自然の間で行われる「恵みの享受」と「環境への投資」の循環といった、様々な次元での健全な循環が滞った結果と考えられる。
- ・持続可能な社会の実現には、この健全な循環を再構築する必要がある。
- ・めざす将来の姿は、「持続可能な琵琶湖環境の恵みで活力あふれる循環共生型社会の実現」である。そのために、この計画期間内に、「環境」「社会」「経済」の健全な循環が構築されている状態を築くことを目標とする。
- ・めざす将来の姿の実現は、この健全な循環の営みを不断に継続することにより初めて可能となる。
- ・その際には、「地域における小さな循環」を大切にすると同時に、地球規模での大きな循環も視野に入れる必要がある。
- ・すなわち、滋賀県に住む人が琵琶湖流域の自然からの恵みを活かして過不足なく享受するとともに、地域環境へ滞りなく投資し、このことにより守られた自然からまた恵みを享受できるという地域での小さな循環が偏りなく創る。
- ・さらに、こうした地域内の営みと、地域外から得た資源により築かれる豊かな経済力をもとに地球環境への投資も行い、これにより守られる地球からの自然の恵みを享受するという大きな循環にも心を配る。
- ・この循環を構築する際に基本として押さえておくべきことは、「環境」が全ての基盤となり、その上に「社会」「経済」が築かれるという関係である。
- ・その際に想定される障壁は、「環境」と「社会」「経済」の間に、あるいは「環境」の中でもその分野の間に、様々なトレードオフの関係があることである。
- ・このトレードオフの問題を解決するカギは、一つは、新しい技術や考え方を取り入れ、地域に新しい価値を生み出して社会に変化をもたらす「イノベーション」の創出であり、もう一つは、全員参加と互いに相手を思いやる精神のもとに課題の解決をめざす「パートナーシップ」の構築である。
- ・このような考え方を基本におき、各分野の施策構築の関係性とフローのひな型を「テンプレート」と呼ぶことにして共有し、各分野計画を策定し、具体的な施策を推進していく。

第3章 施策の方向

- 第2章の環境の状況、課題、「基本方針」に示した、環境保全にかかる施策全体から見た分野別計画等の相互のつながりを踏まえ、分野ごとの施策の方向を次のとおりとする。
- なお、本計画の進捗については、分野ごとの参考指標と分野別計画等の進捗状況の評価を活用し、確認する。

1 環境学習による人育て

(1) 施策の方向

- ・ 環境学習によって気づきや学びを得た個人が主体的な行動を起こす(人育て)とともに、行動を始めた人たちがつながって社会の課題を解決すること(社会づくり)で、持続可能な社会づくりが進展すること、いわば「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して回る(ギアモデル)ような取り組みを推進する。
- ① 環境学習を担う人育てや場づくりの推進
 - ・ 環境学習の企画、実施能力を高める人材育成を行うとともに、琵琶湖博物館環境学習センターにおいて、環境学習の講師等を行うことができる人材等の情報収集を行う。
 - ・ 地域ならではの環境学習、個人の学習度合いや年齢に応じた段階的なプログラムの収集や整備を行うとともに、環境学習に取り組める場や機会の充実を図る。
- ② 情報提供やつながりによる環境学習のサポート
 - ・ 環境学習に関する情報一元的に管理し、効率的な情報提供に努める。
 - ・ 地域で環境学習を担う各主体の交流や連携のための仕組づくりを進める。
 - ・ 環境問題をわかりやすく伝える工夫や活動事例などの発信による普及啓発を行う。

(2) 参考指標

- ・ 環境学習関連施策で実施された学びを通じて実際に環境保全活動を実施した人の割合

2 産業における環境保全の取り組み

(1) 施策の方向

- ・ 県民や事業者による身近な環境配慮行動が、社会全体で環境に配慮した生活様式・活動様式が定着することを目指し、さらに多くの主体に取組を促す。
- ・ 持続可能な社会・経済の実現のために環境保全の視点を経済活動に埋め込むため、本県の環境関連産業や環境こだわり農業等のさらなる振興を図ることが必要。
- ① 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換
 - ・ 普及啓発を切れ目無く行い、取組の全体的な底上げを図る。
 - ・ それぞれの主体に応じた取組メニューを実践意欲や継続意欲につながるようなかたちで効果的な情報提供を行い、環境配慮行動を広める。
- ② 環境配慮製品等への価値観の向上による利用促進
 - ・ 食育や地産地消の取組等を通じて、環境こだわり農産物等の環境配慮商品に対する消

費者の理解を促すとともに、継続的な利用・購入に繋げる。

- ・ 県民や事業者に対するグリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の評価・選択に繋がる取組を進める。

③ 環境保全技術・製品等の開発促進

- ・ 本県の環境保全対策により培われた様々な環境関連技術の活用や製品・サービスの創出、また、関連技術の開発や高度化を促進し、環境関連産業の振興を図る。

(2) 参考指標

- ・ 滋賀グリーン購入ネットワークの会員数
- ・ おいしがうれしがキャンペーン参加店舗数
- ・ びわこ環境ビジネスメッセの出展者数、商談件数

3 琵琶湖の保全再生

(1) 施策の方向

- ・ 多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指す。

① 琵琶湖流域生態系の保全・再生への取組

- ・ 「魚のゆりかご」と呼ばれている南湖の自然環境等の重点的な保全・再生に取り組む。
- ・ 「水系のつながり」の視点で、森・川・里・湖における変化とその影響を調査するとともに、餌環境の再生を図るため、「生物のつながり」の視点でリンなどの水質と、植物プランクトン、動物プランクトン、魚介類の相互関係の解明を進める。

② 暮らしと湖の関わりの再生への取組

- ・ 農林水産業をはじめとする様々な生業が、琵琶湖流域の環境と調和する形で活性化することを旨とし、県産の農林水産物の利用促進などの各種取組を進める。
- ・ 環境美化、ヨシ群落保全、外来動植物の駆除等のボランティア活動等を支援する仕組みづくりや環境学習等、琵琶湖流域との関わりを生み出す、様々な機会の充実を図る。

(2) 参考指標

- ・ 琵琶湖と暮らしに関する状態・傾向（以下の代表的な指標による）

- ①湖内 ・琵琶湖の水質 ・琵琶湖の植物プランクトン ・琵琶湖漁業の漁獲量 等
- ②湖辺域 ・琵琶湖の水草 ・琵琶湖のヨシ ・希少野生生物種 等
- ③集水域・暮らし ・河川の水質 ・環境と調和した農業 ・森林の状況 等

4 生物多様性の保全

(1) 施策の方向

- ・ 外来種やニホンジカ、カワウ等の「増えすぎ」や在来種の「減りすぎ」といった自然界

のバランスの崩れという生物多様性の危機に対して、緊急の取組を実施することが必要。

- ・ 「生態系サービス」を持続的に享受するため、生物多様性に関する理解を深めるとともに、各主体の活動における生物多様性への配慮を広めるための取組を推進することが必要。
- ・ 平成 27 年（2015 年）3 月に策定した「生物多様性しが戦略」に基づいた取組を実施し、生物多様性の保全・再生を進める。

① 本県の生物多様性を脅かす外来種等への対応

- ・ オオバナミズキンバイ等を対象に、管理可能な状態に置くことを目標としており、駆除とともに巡回・監視に取り組む。(図 侵略的外来水生植物 2 種の生育面積の経年変化)
- ・ ニホンジカに対しては、被害状況の把握や効果的な捕獲方法を検証しながら、影響の軽減を目指した捕獲事業の強化を進める。
- ・ カワウに対しても、当面は管理しやすい程度まで、長期的には被害が表面化していなかった頃の個体数 4,000 羽を目標として生息数の削減に取り組む。(図 カワウ生息数)

② 生物多様性に対する県民の理解や生態系サービスの持続可能な利用の取組の推進

- ・ 県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を設け、理解の促進を図る。(図 生物多様性の認知度)、

③ 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

- ・ 森林の保全・管理等の総合的な取組を行うとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進める。
- ・ 森林資源の循環利用を進めるため、川上から川下までの多様な取組により、県産材の安定供給体制を確立する。

(2) 参考指標

- ・ オオバナミズキンバイの生育面積
- ・ 生息・生育地保護区の指定か所数
- ・ 生物多様性保全活動を評価・認証する制度の新設と認証団体数
- ・ 生物多様性に対する認知度
- ・ びわっこ大使育成人数（累計）
- ・ 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合
- ・ 県産材の素材生産量

5 低炭素社会づくりの推進

(1) 施策の方向

- ・ 本県の二酸化炭素の排出は約 98%が産業、業務、家庭、運輸の各部門由来であり、産業部門からの排出が最も多くなっている。業務、家庭部門においては 1990 年度比で温室効果ガス排出量が増加しているおり、このような状況を踏まえ、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と気候変動に対処していく「適応策」とを温暖化対策の両輪として進めていくことが必要。(図 県域の部門別二酸化炭素排出量の推移)
- ・ また、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的な活用を通じて、県民生活や事

業活動を支えるエネルギーの安定供給体制を確保し、持続可能な低炭素社会・省エネルギー型社会への転換を図っていくことが必要。

①しがエネルギービジョン

- ・ 2016年（平成28年）3月に策定した「しがエネルギービジョン」に基づいて、エネルギーを「減らす」（省エネ・節電）、「創る」（再エネ）、「賢く使う」（効率的活用）、それら3つを「支える」（産業振興・技術開発）の観点から取組を推進する。

② 低炭素社会づくりの推進

- ・ 2017年（平成29年）3月に改定した「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」に基づき、今世紀後半において温室効果ガス的人為的排出と吸収の均衡が図られた「脱炭素社会」を目指し、2030年度における低炭素社会の実現に向けて取組を進める。
- ・ 化石燃料に依存しない低炭素社会づくりや原発に依存しない新しいエネルギー社会の構築に積極的に取り組むことにより、ライフスタイルや産業構造、社会基盤の変革を通じた持続可能な社会の構築につなげる。

(2) 参考指標

- ・ 温室効果ガス削減目標：23%（2013年度比2030年度）
 - エネルギー起源CO₂削減量
 - その他の温室効果ガス排出削減量
 - 森林吸収量
- ・ 電力消費量削減率
- ・ 再生可能エネルギー導入量
- ・ 天然ガスコージェネレーション、燃料電池導入量

6 環境リスクの低減

(1) 施策の方向

- ・ 県民の環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境を求める声の高まり。
 - ・ 環境基準の達成と維持、事業者などによる環境規制の遵守、化学物質管理の取組などを引き続き進めるとともに、県民に適時情報提供を行うなど、環境リスクに対する理解が進み、住民が周辺環境の状況を的確に把握できるよう取り組む。
- #### ① 工場・事業場に対する環境汚染物質の排出抑制対策の推進
- ・ 工場・事業場には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例等に基づく規制が適用されており、立入検査やばい煙・排水検査の結果、不適合であった工場・事業場に対しては行政指導を実施する。
- #### ② 県民への環境リスク情報の提供
- ・ 県民の環境リスクに対する関心を充足するとともに、安心できる社会づくりを進めるため、環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝える。
 - ・ 光化学オキシダント、PM_{2.5}などの大気環境の測定結果等、即時性が必要な情報は、県の情報提供サービス「しらがメール」等の媒体を用いて、引き続き迅速に発信する。

- ・ 化学物質の有害性や化学物質管理促進法に基づく化学物質の排出量の情報、地下水の流向・水位等の情報、事業者における有害物質の使用状況等の情報等、県民が環境リスクを把握するために参考となる情報について、わかりやすく整理し、積極的に提供する。

(2) 参考指標

- ・ 工場排水検査における行政指導数
- ・ 公害苦情件数

7 循環型社会づくりの推進

(1) 施策の方向

- ・ 廃棄物の減量や再生利用は着実に進んでいるが、より一層の減量と温室効果ガス削減を含めた環境負荷の低減に向け、廃棄物の発生を抑制する2R（リデュース・リユース）を推進することが必要。（図 一般廃棄物の排出量の推移）
- ・ 発生した廃棄物を資源として循環させるリサイクルを進めるとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため、適正処理を引き続き徹底することが必要。

① 2R（リデュース・リユース）の取組の強化

- ・ レジ袋削減を食品関連売場以外に広めるほか、レジ袋以外の容器包装廃棄物の削減、さらにはマイボトルの利用やリユースショップ・修理店などの情報提供をはじめとするリユースの取組を推進する。
- ・ 食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での食べ残しなどの食品ロス削減に向けた普及啓発を行う。

② リサイクルの取組の推進

- ・ 一般廃棄物については、再生利用可能な紙ごみ等の分別・回収を推進する。
- ・ 産業廃棄物については、さらなるリサイクルの推進に向けて、事業者への啓発や資源化に係る研究開発・施設整備の促進等に取り組む。
- ・ 再生資源の循環利用が促進されるよう、滋賀県リサイクル認定製品の利用拡大等を図り、事業者におけるリサイクルを促進する。

③ 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 環境負荷や生活環境への影響を最小化するよう、適正に処理を推進する。

(2) 参考指標

- ・ 一般廃棄物の1人1日当たりごみ排出量
- ・ 一般廃棄物の1人1日当たり最終処分量
- ・ 産業廃棄物の最終処分量
- ・ マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）
- ・ 定点観測による散在性ごみ個数
- ・ 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率
- ・ 電子マニフェスト利用率

- ・ 産業廃棄物の不法投棄に係る解決率

第4章 計画の円滑な推進

1 各主体の役割・連携

- 「環境自治」の理念のもと、県民、NPOなどの各種団体、事業者、行政など多様な主体の関わりが重要。(※順番と例示、基本構想、現行計画、マザーレイク21計画などと整合させること)
- これら様々な主体が、適切な役割分担のもと、当事者意識を持って、自主的・積極的に、連携や協働により環境保全に向けた実践行動を進めていくことが重要。
- こうした取り組みによりイノベーションを創出し、地域資源の魅力を高めるなど、「守る」「活かす」「支える」の好循環を生み出すことが重要。

(1) 県民の役割

- ・地域の環境を担う主体であり、「守る」「活かす」「支える」基礎。
- ・地域と密接に関わりながら、日々の暮らしにおいて環境に配慮した行動を実践する。

(2) 各種団体の役割

- ・県民、事業者・行政と地域など各主体をつなぐ役割。
- ・地域における自主的な取り組みを推進。

(3) 事業者の役割

- ・事業活動を通じて環境に影響を与える一方、省エネ設備の導入、環境配慮型製品の開発や製造など、地域資源や環境を「守る」「活かす」「支える」上でも大きな存在。
- ・地域の構成員として、環境への配慮や各主体との連携が求められる。

(4) 行政の役割

- ・地域の課題やニーズを把握し、「守る」「活かす」「支える」のバランスを取り、計画の目標を達成するために施策を講じる。
- ・情報収集、調査研究、人材育成等、各主体が積極的に環境保全に取り組めるよう、各主体と連携および協働することにより施策を進める。

2 関係諸計画への反映

- 本計画に掲げた基本目標の実現に向けて、総合的な視野に立って、施策を講じる必要がある。
- 環境を基盤として社会、経済が成り立っていることを意識し、環境以外の分野の計画等においても、「環境」「社会」「経済」の健全な循環を目指す本計画の考え方を反映するものとする。

3 計画の進捗状況報告

(1) 基本的な考え方

- ・これまで述べてきたように、現在の環境にかかる課題は、要因が複雑化・多様化し、状況が常に変化し、不確実性が高い。
- ・施策とその導入効果が必ずしも明確でないことが多く、分野別計画に位置付けた施策・取組が目標達成にどの程度貢献するか予測することが難しい場合がある。
- ・こうしたことを踏まえ、PDCAサイクルと合わせて、変化する状況を観察することにより、その情報に基づき状況判断を行い、そして取るべき方針を決定し、実行することを促す考え方などが近年注目されている。
- ・本計画の進捗状況の確認に際しても、PDCAサイクルなどの考え方を取り入れつつ、分野別計画における進行管理にかかる評価を活用し、計画の継続的改善を図る。
- ・本計画に示す施策の方向性に基づき、「施策のつながりテンプレート」を活用し、分野別計画等に基づき具体的な施策を推進。
- ・本計画では、このように進められる分野別計画等について、総合的な視点から目標達成に向けた進捗状況を確認する。

(2) 分野別計画に基づく進捗状況の確認

- ・本計画では、分野ごとの参考指標を目安に、分野別計画における進行管理にかかる評価を活用する。
- ・評価の活用にあたっては、
 - ①それぞれの分野別計画に定める目標に近づいているか
 - ②各施策が総合的に進められ、本計画の目標に近づいているかの視点から、施策の進捗状況を点検、評価し、確認する「総合評価方式」で行う。
- ・分野別計画に基づき実施した施策の状況および本計画の進捗状況は、毎年、環境白書や環境審議会を通じて報告・公表し、広く各主体からの意見や提言を求める。

(3) その他

- ・県政世論調査の結果についても施策立案に反映させる。